大阪府大阪市中央区本町橋七―三	財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　中国支部
広島県広島市中区鉄砲町一―十八	財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　四国支部
愛媛県松山市宮田町百三十一―一	財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　九州支部
熊本県熊本市紺屋今町二―二十三	

二　変更年月日

平成二十二年七月一日

○総務省告示第二百六十九号

工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）第四十四条第一項の規定に基づき、指定試験機関として指定した財団法人日本データ通信協会から、工事担任者試験の実施に関する事務を行う事務所の名称及び所在地の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十二年七月二十一日

総務大臣臨時代理　国務大臣　玄葉光一郎

一　試験事務を行う事務所の名称及び所在地

変更後	変更前
財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　電気通信国家試験センター	財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　電気通信国家試験センター

愛知県名古屋市東区白壁三―十二―十三	財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　近畿支部
大阪府大阪市中央区本町橋七―三	財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　中国支部
広島県広島市中区鉄砲町一―十八	財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　四国支部
愛媛県松山市宮田町百三十一―一	財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　九州支部
熊本県熊本市紺屋今町二―二十三	
沖縄県那覇市壺川三―二―六	

東京都豊島区巣鴨二―十一―一

財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　北海道支部	北海道札幌市中央区北二条西二―二十六
財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　信越支部	長野県長野市妻科四百二十六―一
財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　北陸支部	石川県金沢市大手町十五―十五
財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　東海支部	愛知県名古屋市東区白壁三―十二―十三
財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　近畿支部	大阪府大阪市中央区本町橋七―三
財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　中国支部	広島県広島市中区鉄砲町一―十八
財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　四国支部	愛媛県松山市宮田町百三十一―一
財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　九州支部	熊本県熊本市紺屋今町二―二十三
沖縄県那覇市壺川三―二―六	

東京都豊島区巣鴨二―十一―一

財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　北海道支部	北海道札幌市中央区北二条西二―二十六
財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　東北支部	宮城県仙台市青葉区上杉三―三―二十一
財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　信越支部	長野県長野市妻科四百二十六―一
財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　北陸支部	石川県金沢市大手町十五―十五
財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　東海支部	愛知県名古屋市東区白壁三―十二―十三
財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　近畿支部	大阪府大阪市中央区本町橋七―三
財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　中国支部	広島県広島市中区鉄砲町一―十八
財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　四国支部	愛媛県松山市宮田町百三十一―一
財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　九州支部	熊本県熊本市紺屋今町二―二十三
沖縄県那覇市壺川三―二―六	

○法務省告示第三百七十二号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の区長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十二年八月七日から効力を生ずる。

平成二十二年七月二十一日

法務大臣　千葉　景子

○法務省告示第三百七十三号

山口県柳井市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十二年七月二十一日

法務大臣　千葉　景子

山口県玖珂郡大畠町大字遠崎八百三十九番地

濱﨑　初男

二　変更年月日

平成二十二年七月一日

○厚生労働省告示第二百八十七号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十六条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号に規定する厚生労働大臣の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）である東京農業大学生物産業学部食品科学科、大阪府立大学総合リハビリテーション学部総合リハビリテーション学科栄養療法学専攻及び広島女学院大学生活科学部管理栄養学科について、その名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同令第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成二十二年七月二十一日

厚生労働大臣　長妻　昭

変更後の登録養成施設の名称	変更前の登録養成施設の名称	変更の日
東京農業大学生物産業学部食品香粧学科	東京農業大学生物産業学部食品科学科	平成二十二年四月一日
大阪府立大学総合リハビリテーション学部栄養療法学科	大阪府立大学総合リハビリテーション学部総合リハビリテーション学科栄養療法学専攻	
広島女学院大学生活科学部管理栄養学科食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成課程	広島女学院大学生活科学部管理栄養学科	

○厚生労働省告示第二百八十八号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十三条第一項の規定に基づき、同法第四条第九項に規定する登録検査機関として、平成二十二年三月二十四日をもって次のとおり登録したので、同法第四十五条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十二年七月二十一日

厚生労働大臣　長妻　昭

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	製品検査の種類	製品検査を行う事業所の名称及び所在地
財団法人愛媛県総合保健協会 久野　梧郎 愛媛県松山市味酒町一丁目十番地五	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査としての理化学的検査及び細菌学的検査	財団法人愛媛県総合保健協会環境部 愛媛県松山市味酒町一丁目十番地五